



先住権を証す伝承

窪田, 幸子

(Citation)

文化人類学事典:270-273

(Issue Date)

2009-01

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90001846>



先住権を証す伝承

oral trading confirming the native title

オーストラリアの先住民であるアボリジニの人々は、1988年のイギリスによる入植以降、その権利を否定されてきたことは有名である。「野蛮人」として差別的な扱いを受け続け、人口を大幅に減少させた。その扱いは第二次大戦後になって徐々に改善されていくが、アボリジニに対するオーストラリア主流社会の人々の態度の変化を象徴する出来事は、1976年に行われた国民投票であった。この投票はしばしば、アボリジニが市民権を得たものと、間違って引き合いに出されるが、実際はアボリジニを国勢調査の対象とすることが決められたものであった。この決定によって、アボリジニについての法的規制は、連邦政府が全国的に行うことが可能になった^[8]。この国民投票が、主流社会の圧倒的多数による賛成によって決定されたことは、主流社会の人々のアボリジニ社会への意識の変化を象徴するものだといえる。これ以降、さまざまな施策によりアボリジニの権利回復が図られていった。特に、1972年に成立した労働党政権以降は、アボリジニのおかれた劣悪な状況を変革しようとする努力が続けられてきたのである。

1988年はオーストラリアへの最初の移民船来航から200年の記念の年で、祝賀イベントが各地で開催された。これに対し、1月26日のオーストラリア・デイに全国各地のアボリジニを中心に約1万人がシドニーに集まり、シドニー港までの抗議デモを行った。彼らの主張は、この200年の歴史は白人による収奪と殺戮の歴史であり、祝賀ではなく服喪の機会だ、というものであり、先住民の土地権回復がその大きなスローガンだった。この出来事は、オーストラリア国家の主権の正当性の問題に直接向き合うことが必須であるとの認識を、主流社会につきつけることとなった。

1990年代には、監獄死問題、盗まれた世代問題がおきた。前者は、アボリジニの異常に高い拘留率と不自然な監獄での死亡について、王立委員会によって調査が行われ、アボリジニの社会的に不利な状態の改善に向けて勧告が出された^[3]ものであり、後者は、アボリジニの子どもの引き離し政策についての調査報告書である。1970年代まで公に行われていた混血のアボリジニの子どもを親から引き離し施設で育てるという政策で、その子どもたちの問題を指す。その数、その状況、現状について全国的な調査が行われ、国家としての公式謝罪などを含めた報告書が出された^[7]。1992年にはアボリジニ和解委員会が立ち上げられた。これは、2001年のオーストラリアの連邦成立100年をめざし、先住民と国家との関係についてこれまでの問題を正し、オーストラリアの新しい国家のあり方を模索するものであった。全国から代表者が集まり、10年間にわたる議論の末、報告書が

出され、これに基づき、和解への試みは現在も続けられている。そんな中でおきた最も革新的な出来事は、1992年に最高裁によって下された通称「マボ判決」であった。それまで否定されてきたアボリジニの先住権原を認めた判決であり、翌年には先住権原法が公布され、先住権原審判所が設立され、1994年からアボリジニによる先住権申請の受付が始まり、その審議が続けられている。

このようにオーストラリアにおいては、国際社会の動きの影響を受けながら、特に20世紀後半に入ってから、アボリジニの権利回復が進み、アボリジニの社会的地位が変化して、先住権が認められることになったことがわかる。この流れの中で、アボリジニの文化がオーストラリア社会の中で大きく評価され、注目を集め、オーストラリアのアイデンティティの一部として扱われるようになるという変化が起きた。この大きな転換には、主流社会によるアボリジニの土地権、彼らの独自で精神的な土地とのつながりという認識の広がり、そしてそれを象徴的に示す美術工芸品への評価の高まりが非常に大きな役割を果たした。

アボリジニの権利回復への主張では、常に土地権の主張が中心にあった。遠隔地にある北部のアボリジニによる抵抗運動として最初のもものが、1966年に始まったグリーンジの人々の牧場労働でのストライキである。劣悪な牧場の労働条件への抵抗に端を発したこの動きも、土地権の要求が中心的な主張となっていった。アーネムランドの北東地域で1950年代に始まった鉱山開発の動きに抗議して、1962年に行われたアボリジニ初の、ゴープ鉱山差し止め訴訟も、アボリジニが、鉱山予定地の土地についての権利を主張したものであった。グリーンジの人々の主張は当初問題外とされストは10年の長期に及んだ。一方、ゴープ訴訟は1971年に結審されたが、アボリジニ側の敗訴であった。アボリジニが主張するような土地権は、コモンローのもとでは認められず、オーストラリア大陸はイギリスの入植が始まった時点では、無主地（テラ・ヌリス）であったとする立場であった。しかし、この二つの抵抗の動きは、大きな注目を集め、支持を受けるようになっていく。1967年には先に述べたように国民投票が行われ、平等な扱いを求める国民の声が示された。アボリジニへの扱いが大きく変わった。1972年には、長い保守政権のあと、アボリジニの権利回復に力を注ぐウィットラム労働党政権が成立する。ウィットラムは、ゴープ訴訟のあと、アボリジニの土地権についての王立調査委員会を指名し、ウッドワード判事が報告書を提出した。これに従って、1975年に起草された法案に基づき、1976年にアボリジニ土地権（北部準州）法が成立する。1975年には、グリーンジの人々にもウィットラム首相によって、土地返還が行われ、これはオーストラリア国家にとって象徴的な出来事となった。

このようにアボリジニによる権利主張は、大きな国家的注目を集め、人々は社会的正義としてアボリジニの権利を認めるべきであるという認識を共有するようになっていった。アボリジニと土地との神話的、精神的なつながりの強さ、その

所有関係が彼らの複雑な親族組織に基づいていること、それらは彼らの数万年にも及ぶ文化的伝統のもとにあり、白人の価値観とは異なる独自の精神的紐帯があるという理解が、人々の間に広がっていったのである。

アボリジニの土地権を認めると同時に、この時期彼らの生活の経済的自立に向けての努力も重ねられた。中でも、美術工芸品は可能性のある産業として注目され促進されてきた。1971年にアボリジナル・アーツ・ボードが設立され、連邦政府により援助が始められた。キリスト教ミッションが導入したその他の産業はすべて成功しなかったのだが、美術工芸品産業だけは今日まで生き延び、主要な産業としてアボリジニの人々の現金収入の限られた手段の一つであり続けている^[4]。

当初、アボリジニの美術工芸品は、単なるみやげ物、もしくは民族誌的資料としてしかみられておらず、1970年代に入るまで、オーストラリアの主流美術館で、アボリジニの作品を収集しているところはほとんどなかった。しかし、その扱いは、1980年代に変化する。1970年代はじめに、中西部砂漠地域のパパニヤで、キャンバスにアクリル絵画で描く新しい絵画のスタイルが生まれた。それは、儀礼などで地面に描く伝統的に使われていた文様をベースにした点描の絵画で、その文様はいずれも創世神話をあらわしていた。パパニヤに当時いた白人の教員は、アボリジニの経済的自立につながると考え、男たちにこの文様をキャンバス地にアクリル絵の具をつかって描くようにすすめた^[3]。彼の手助けによって、パパニヤの絵画は流通にのり、伝統的文様を応用した点描画のスタイルは、砂漠地域のほかのアボリジニの町にも広がっていった。そして1980年代半ばまでには、点描で描く抽象文様の絵画スタイルが中西部砂漠地域で広く確立された。

しかしこの中西部砂漠で生まれた新しいアボリジニの点描画が「美術」として決定的な承認を受けるのはオーストラリア国内においてではなく、海外においてであった。1988年にはニューヨークのアジアソサエティで画期的な展覧会、ドリーミング展が行われ、アボリジニ美術、特に砂漠のアクリル点描画は、国際的な観衆から高い評価を受け、展覧会は大成功をおさめた。この成功はオーストラリア国内での、アボリジニの作品をみる態度に劇的な影響を与えた。アボリジニ絵画の評価は急激に高まったのである。そして、オーストラリア国内の主要な美術館は、いずれも競うようにアボリジニ美術の収集を加速させていった。収集家や美術商も収集に乗り出した。こうして、アボリジニ美術は、ザザビーズのような有名な競売会社のオークションにもかけられるようになった。これは、アボリジニ美術の国際市場が成立したことを象徴的に示しているといえる。このような国際市場でのアボリジニ美術への承認が、自国内でのアボリジニ美術の承認につながったと、F・マイヤーズは指摘している^[6]。

アボリジニが絵画であらわすものは、彼らの土地とのつながりである。アボリ

ジニの土地についての世界観によれば、創世の時代の精霊たちの活動によって現在の土地はつくり出された。彼らは部族ごと、集団ごとに精霊たちについての神話を持ち、その活動の場所を聖地として重要視し、神話についての踊りを踊り、絵画を描く。彼らの美術工芸品は、このような独自のアボリジニの土地との精神的紐帯をあらわす神話や精霊の旅を描いているのである。アボリジニの絵画が高い評価を受け、高額で取引されるようになり、人気が高まるとともに、そのような絵画の背景にある彼ら独自の世界観も高い評価を受けるようになった。それは、時代的にアボリジニの土地権主張の理解の広がり、その承認の動きとも重なるものであった。

[窪田幸子]

参考文献

- [1] 窪田幸子「この土地は私のものではない、この土地は私そのもの—オーストラリア先住民の権利回復の背景」山本真鳥他編『オセアニアの国家統合と地域主義』JCAS 連携研究成果報告6, pp. 121-137, 2003
- [2] 窪田幸子「「ファースト・ピープルズ」をめぐるパラドックス」前川啓治、棚橋 訓編『オセアニア』講座世界の先住民族ファーストピープルズの現在9, 明石書店, pp. 59-77, 2005
- [3] Bardon, G., *Aboriginal Art of the Western Desert*, Rigby, 1979
- [4] Loveday, P. & P. Cooke, eds., *Aboriginal Arts and Crafts and the Market*, North Australia Research Unit Monograph, Australian National University, pp. 37-43, 1983
- [5] Johnston, E., *Royal Commission into Aboriginal Death in Custody: National Report*, Australian Government Publishing Service, 1991
- [6] Myers, F., *Representing Culture : The Production of Discourse(s) for Aboriginal Acrylic Paintings*. In : Marcus, G. & F. Myers, eds., *The Traffic in Culture*, University of California Press, pp. 55-95, 1995
- [7] Human Rights and Equal Opportunity Commission, Commonwealth of Australia, *Bringing Them Home: Report of the National Inquiry into the Separation of Aboriginal and Torres Strait Islander Children from Their Families*, Sterling Press, 1997
- [8] Attwood, B. & A. Markus, eds., *The Struggle for Aboriginal Rights: A Documentary History*, Allen & Unwin, 1999